

練馬区介護支援専門員法定研修費助成要綱

令和7年9月5日

7 練福支第693号

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に存する介護サービス事業所に勤務する介護支援専門員および主任介護支援専門員に対し、介護支援専門員法定研修（以下「法定研修」という。）に係る経費の一部を助成することにより、介護支援専門員および主任介護支援専門員の維持・確保を図ることを目的とする。

(助成対象の法定研修)

第2条 この要綱による助成の対象となる法定研修は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修
- (2) 法第69条の8第2項に規定する介護支援専門員更新研修
- (3) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第37条の15第1項および介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修
- (4) 令第37条の15第1項および施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修

(助成対象の事業所)

第3条 この要綱による助成の対象となる事業所は、区内に存する東京都もしくは区の指定を受けた事業所または基準該当事業所として区の登録を受けた事業所のうち、つぎの各号のいずれかに該当する事業所または施設（以下「事業所等」という。）とする。ただし、前条に規定する法定研修に係る受講料について、事業所等が負担している場合および事業所等が東京都の令和6年度介護支援専門員法定研修受講料補助金交付要綱（令和6年6月6日6福祉高介第9号）に基づく補助金の交付を受けている場合に限る。

- (1) 居宅介護支援事業所および基準該当居宅介護支援事業所
- (2) 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所
- (3) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護および複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る地域密着型サービス事業所
- (4) 介護保険施設
- (5) 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
- (6) 介護予防小規模多機能型居宅介護および介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所
- (7) 介護予防支援事業所および基準該当介護予防支援事業所
- (8) 地域包括支援センター

（助成対象者）

第4条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、前条に規定する事業所等において介護サービス計画の作成を行っている介護支援専門員または主任介護支援専門員として6か月以上継続して業務に従事している者で、第6条の規定による申請を行った前年度において、第2条第1号または第3号に規定する法定研修を受講した者とする。ただし、助成対象者が従事する事業所等が法定研修に係る受講料を負担していない場合または法定研修を受講するときに事業所等に従事していない場合に限る。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、別表第1および別表第2のとおりとし、助成対象者が他の地方公共団体が実施する法定研修を受講した場合は別表第2に定める補助基準額を他の地方公共団体が定める受講料の額に読み替えて適用する。

（助成金の交付申請等）

第6条 助成金の支給を受けようとする事業所等は介護支援専門員法定研修費助成金交付申請書兼請求書（事業所等用）（第1号様式）に、介護支援専門員または主任介護支援専門員（以下「申請者」という。）は介護支援専門員法定研修費助成金交付申請書兼請求書（個人用）（第2号様式）に法定研修の受講を

修了したことを証明する書類およびその他必要な書類を添付し、区長に提出しなければならない。

(助成金の支給)

第7条 区長は、前条に規定する申請および請求があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付決定を行い、介護支援専門員法定研修費助成金交付決定通知書（第3号様式）により、不適当と認めるときは介護支援専門員法定研修費助成金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

(助成決定の取消し)

第8条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）がつぎの各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(助成金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年9月5日から施行する。

付 則（令和7年10月14日7練福支第842号）

この要綱は、令和7年10月14日から施行する。

別表第1 助成対象経費および助成金の額（第5条関係）

1 助成対象経費	2 助成基準額	3 助成率	4 助成金の額
助成対象者が法定研修を受講するに当たり納入する受講料について、事業者が負担した額。ただし、当該助成対象者が雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく教育訓練給付制度の給付を受けている場合はその給付額を除いた額とする。	助成対象者が受講した法定研修の種類ごとに別表第2で定める額の合計額	1 / 4	第1欄の補助対象経費と、第2欄の補助基準額に第3欄の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額（介護支援専門員実務研修（87時間）については、試験手数料等相当分として15,000円を上乗せして助成する）。ただし、算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
助成対象者が介護支援専門員実務研修（87時間）を受講するに当たり納入する受講料、試験手数料、介護支援専門員登録手数料および介護支援専門員証交付手数料について、当該助成対象者が負担した額。	60,000円	10/10	第1欄の補助対象経費と、第2欄の補助基準額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額。ただし、算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
助成対象者が主任介護支援専門員研修（70時間）を受講するに当たり納入する受講料について、当該助成対象者が負担した額。	助成対象者が受講した法定研修の種類ごとに別表第2で定める額の合計額	1 / 4	第1欄の補助対象経費と、第2欄の補助基準額に第3欄の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額。ただし、算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

別表第2 助成基準額（第5条関係）

区分	根拠法令	助成基準額
介護支援専門員実務研修（87時間）	法第69条の2第1項	44,600円
介護支援専門員現任研修（専門研修課程Ⅰ）（56時間）	法第69条の8第2項ただし書	34,500円
介護支援専門員現任研修（専門研修課程Ⅱ）（32時間）	法第69条の8第2項ただし書	23,800円
介護支援専門員更新研修（88時間）	法第69条の8第2項	58,300円
介護支援専門員更新研修（56時間・前期）	法第69条の8第2項	34,500円
介護支援専門員更新研修（32時間・後期）	法第69条の8第2項	23,800円
主任介護支援専門員研修（70時間）	令第37条の15第1項 施行規則第140条の68第1項第1号	52,600円
主任介護支援専門員更新研修（46時間）	令第37条の15第1項 施行規則第140条の68第1項第2号	38,000円

第 1 号様式（第 6 条関係）

練馬区介護支援専門員法定研修費助成金交付申請書（事業所等用）

練馬区長 殿

年 月 日

法人名称
法人所在地

代表者職・氏名

印

練馬区介護支援専門員法定研修費助成要綱に規定する助成金について、以下のとおり交付されるよう、申請します。

- 1 申請額 金 _____ 円
- 2 事業所
名 称
所在地
- 3 内訳
別紙のとおり
- 4 添付書類

	チェック欄
(1) 介護支援専門員法定研修受講料補助金対象職員一覧（別紙 1）	
(2) 法定研修の研修受講料補助申請に係る確認書（別紙 2）	
(3) 請求書兼口座振替依頼書（別紙 3）	
(4) 法定研修修了証明書（写し）	
(5) 実務研修修了者は介護支援専門員証（写し）	
(6) 東京都の令和 6 年度介護支援専門員法定研修受講料補助金の 交付決定が確認できるもの（写し）	

法人（事業所）の事務取扱者

部署名	
担当者	
連絡先	

別紙 1

令和 6 年度介護支援専門員法定研修受講料補助金対象職員一覧

事業所名 _____

Cの合計
(100円未満切り上げ)

+

Dの合計

=

交付申請額

	介護支援専門員 法定研修受講者氏名	生年月日	介護支援専門員登録番号（実務研修 の場合受験番号）	従事業務	介護支援専門員 法定研修名	研修受講 都道府県	法定研修受講終了 （予定）日	都補助(※) 交付有無	受講料 （円） （受講者が実施機 関に支払う額）	事業者負担額 （教育訓練給付金 の控除後の額）	補助基準額 の1/4	選定額	試験手数料相当分 （介護支援専門員実務研 修(87時間)のみ）	備考
										A			B	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

※ 令和6年度介護支援専門員法定研修受講料補助金交付要綱に基づく補助金

別紙2

法定研修の研修受講料補助申請に係る確認書

練馬区長 殿

以下のとおり確認しました。

- 1 以下の法人の運営する事業所において継続して6か月間、業務に従事しており、他の法人と本確認書を作成していないこと。
- 2 以下の研修について、「事業所負担額」記載の金額が法人から介護支援専門員（受講者）に支給されたこと。

研修名および負担額

	研修名	受講料	事業所負担額
1			
2			

【法人名】

所在地	
法人名称	
代表者職	
代表者氏名	

私は、以上について、確認して署名します。

【介護支援専門員（受講者）氏名】

介護支援専門員登録番号	
(実務研修の場合) 実務研修修了証書番号	
記入日	
氏名（自筆）	

別紙 3

請求書兼口座振替依頼書

金 _____ 円

ただし、練馬区介護支援専門員法定研修費助成金として、上記金額を請求します。

年 月 日

練馬区長 殿

法人名称
法人所在地

代表者職・氏名 ㊞

なお、決定後は、決定金額を以下の口座にお振り込みください。

	銀行（信用金庫）	（本）支店	口座
振込口座	口 座 番 号		
	口座名義（カナ）		

第2号様式（第6条関係）

練馬区介護支援専門員法定研修費助成金交付申請書（個人用）

年 月 日

練馬区長 殿

住所

氏名

印

連絡先

練馬区介護支援専門員法定研修費助成要綱に規定する助成金について、以下のとおり交付されるよう、申請します。

1 申請額 金 円

2 内訳
別紙のとおり

3 添付書類

	チェック欄
(1) 令和6年度介護支援専門員法定研修受講料補助金対象研修一覧 (別紙1)	
(2) 法定研修の研修受講料補助申請に係る申立書(別紙2)	
(3) 請求書兼口座振替依頼書(別紙3)	
(4) 法定研修修了証明書(写し)	
(5) 実務研修修了者は介護支援専門員証(写し)	

別紙 1

令和6年度介護支援専門員法定研修受講料補助金対象研修一覧

介護支援専門員 法定研修受講者氏名	
生年月日	
介護支援専門員登録番号 (実務研修の場合受験番号)	
従事業務	

E(100円未満切り捨て)

F(補助上限額)

60,000

交付申請額(EとFのうち最小)

[illegible]

別紙 2

法定研修の研修受講料補助申請に係る申立書

練馬区長 殿

私は、法定研修の研修受講料補助申請において、以下のいずれかに該当しています。

(該当する番号に○をつけてください)

- 1 従事する事業所等において、法定研修に係る補助金の交付を受けていないこと。
- 2 法定研修を受講するときに、事業所等に従事していないこと。

【法人名】 上記 1 に該当する場合に記入してください。

所在地	
法人名称	
代表者職	
代表者氏名	

住所

氏名



別紙 3

請求書兼口座振替依頼書

金 _____ 円

ただし、練馬区介護支援専門員法定研修費助成金として、上記金額を請求します。

年 月 日

練馬区長 殿

住所

氏名

印

なお、決定後は、決定金額を以下の口座にお振り込みください。

	銀行（信用金庫）	（本）支店	口座
振込口座	口 座 番 号		
	口座名義（カナ）		

第3号様式（第7条関係）

練馬区第〇号
年 月 日

様

練馬区長 印

練馬区介護支援専門員法定研修費助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった練馬区介護支援専門員法定研修助成金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成金額 金 円

2 交付条件

第4号様式（第7条関係）

練 第 号
年 月 日

様

練馬区長 印

練馬区介護支援専門員法定研修費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった練馬区介護支援専門員法定研修助成金の交付について、下記の理由により交付しないことを決定しましたので通知します。

記

理由